

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	外部有識者等の源泉徴収票等法定調書の作成事務 基礎項目評価書(農林水産省本省)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

農林水産省は、外部有識者等の源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

農林水産大臣

公表日

平成28年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外部有識者等の源泉徴収票等法定調書の作成事務
②事務の概要	審議会委員、講師等への給与、報酬等の支払いに当たり、所得税法に基づき源泉徴収し、個人番号の提供を受け、これを記載した源泉徴収票や支払調書等を作成し、税務署や市区町村に提出する。
③システムの名称	旅費等内部管理業務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
旅費等内部管理業務システム(源泉徴収票等作成データ)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第九条第三項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大臣官房広報評価課情報管理室
②所属長	大臣官房広報評価課情報管理室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大臣官房広報評価課情報管理室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大臣官房広報評価課情報管理室 03-3502-5632

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる